

○最低制限価格制度に関する事務取扱要領

〔平成27年3月24日〕
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、名寄地区衛生施設事務組合が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約並びに、工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける建設工事等（以下「対象工事」という。）は、名寄地区衛生施設事務組合建設工事執行規則（平成25年規則第1号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約、並びに予定価格が50万円を超える測量及び工事に係る調査及び設計業務の委託契約と、名寄地区衛生施設事務組合設計施工一括発注方式実施要綱（平成27年訓令第2号）第2条に規定する設計施工一括発注方式による請負契約とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(最低制限価格の設定)

第3条 設計施工一括発注方式に係る最低制限価格については、次の各号において対象となる工事及び委託業務の算出額の合計額に100分の108を乗じて得た額とするが、その割合が予定価格の10分の9を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて得た額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 建築工事

ア 直接工事費の額から現場管理費相当額（建築電気設備工事、建築機械設備工事にあつては、直接工事費の10分の1に相当する額、建築物解体工事、建築工事に関連する昇降機設備工事、工事費の過半が機器設置工事である建築設備工事にあつては直接工事費の10分の2に相当する額、以下本項において同じ）を引いた値に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に現場管理費相当額を足した値に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 委託業務（建築）

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

2 最低制限価格は、公表しないものとする。

(最低制限価格の記載)

第4条 対象工事等に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載す

るものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

（入札の執行）

第6条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、政令第167条の10第2項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、前項の場合において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在するときは、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。

（再度入札）

第7条 入札執行者は、前条第1項の場合において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度入札することができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

2 再度入札で予定価格以下の金額の入札がない場合は、最低入札価格の応札者と不落随契の協議をし、不落随契の対象者がいない場合及び不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

附 則 （平成27年3月24日 訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。